

埼玉西部環境保全組合

会計年度任用職員募集案内

1 募集職種・勤務条件等

職 種：事務職員
勤 務 場 所：埼玉西部クリーンセンターまたは川角リサイクルプラザ
勤 務 日 数：週5日（祝日勤務の場合あり）
勤 務 時 間：7.5時間／日
始業・終業時間：8：30～17：00
休 憩 時 間：12：00～13：00
任 用 期 間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
仕 事 内 容：パソコン入力、電話オペレータ、受付事務等
報 酬 額：1,041円／時間（1号給）

2 応募資格

地方公務員法第16条（裏面参照）の欠格条項に該当しない人

3 申込方法

会計年度任用職員として働くことを希望される方は、埼玉西部環境保全組合へ「埼玉西部環境保全組合会計年度任用職員登録申込書」を提出してください。（郵送可）

（1）受付期間

令和5年3月1日（水）～令和5年3月17日（金）
※土日を除く午前8時30分～午後5時15分

（2）受付場所

埼玉西部環境保全組合 埼玉西部クリーンセンター事務室

（3）提出書類

令和5年度埼玉西部環境保全組合会計年度任用職員登録申込書

4 選考の実施から採用まで

提出された登録申込書及び面接のうえ選考します。
申込みいただいた方に、個別にご連絡いたします。
採用は、任用期間の開始日とします。

5 各種手当、休暇制度等

(1) 各種手当

条件を満たす場合は、通勤手当、時間外勤務手当に相当する報酬や、期末手当が支給されます。

(2) 休暇制度

任用期間や勤務日数に応じて年次休暇、夏季休暇、忌引き休暇などがあります。

(3) 社会保険

地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ加入になります。

※地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問合せ先

埼玉西部環境保全組合 庶務係

電話:049-298-1600